



# 監査報告書

平成 28 年 5 月 20 日

学校法人聖泉学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 聖泉学園

監事 宇田 勝雄  (印)  
監事 堀川 英雄  (印)

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人聖泉学園の平成 27 年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果について報告いたします。

## 1. 監査方法

- (1) 業務監査については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

## 2. 監査結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。なお、以下の 2 点について業務改善の余地があるので検討されたい。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- ① 人間学部の定員割れが顕著になった事実及び有名私大の心理系学部の拡充等の背景から、当該学部を維持した場合と廃止した場合の事業経営への影響、必要な資金を明確に比較検討すること。  
その上で複数の経営戦略案を 2016 年 9 月末までに理事会及び評議員会へ提案し、取るべき戦略の意思決定と体制を検討すること。
- ② 教育サービスの質的向上及びガバナンスの強化のために、内部監査制度を構築し今年度内で実施すること。